

第 8 0 回国民スポーツ大会 防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、第 8 0 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

保健所等は、大会に参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の感染症予防のため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、広報活動等の実施により、防疫に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(2) 健康管理指導

保健所等は、大会参加者等の感染症予防のため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等が利用する宿舎及び食品提供施設等に対し、業務従事者への検便検査の実施を含む健康管理に努めるよう指導する。

(3) 感染症患者の発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所は感染症法等に基づく必要な措置を講じ、県、関係市町村、県委員会及び会場地委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、連携して感染症のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、感染症対策の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、それぞれ別に定める。

(2) 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

(3) 県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。